

31子子福第324号
令和元年9月18日

市内障害児通所・入所施設 各位

名古屋市子ども青少年局
子育て支援部子ども福祉課長

就学前の障害児の発達支援に係る費用の無償化に伴う事務取扱
について

国において、令和元年10月1日から、3歳から5歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化とともに、就学前の障害児の発達支援に係る費用についても無償化することとされました。

これを受けて、児童福祉法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令20号）並びに児童福祉法施行規則及び障害児通所給付費等の請求に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第9号）が公布されたところです。

本市の支給決定事務において、制度変更に伴う必要な事務処理について、以下のとおりお示ししますのでよろしくお願い致します。

記

1 無償化の対象となるサービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

2 無償化の対象となる期間

「満3歳になった年度の翌年度の4月1日から開始し、小学校就学まで」（※）

（対象者の例）

2019年10月1日～2020年3月31日の時期は、誕生日が

「2013年4月2日～2016年4月1日」までの障害児が対象となります。

（※）学校教育法第18条に基づき就学義務の猶予となった児童については、猶予期間の最終日又は猶予取り消し日の属する月末までは無償化の対象とする。ただし、猶予期間最終日又は猶予取り消し日が月の初日の場合は、当該月の初日から無償化対象ではなくなります。

3 受給者証の取扱い

国の無償化にあたり、開始時点の令和元年10月時点において既に支給決定を受けている場合は、受給者証の更新の際に順次記載していきます。令和元年10月時点で受給者証に印字のない無償化対象児童については、受給者証更新までの間、

事業者がサービス費を請求する際、児童の生年月日により無償化対象児童かどうかを確認し、請求していただくようお願いします。（別添1の自治体事務FAQ参照）。

なお、10月1日から、無償化の対象となる児童は、すでに決定されている負担上限月額を保持したまま（利用者負担上限月額を、「0円」に変更する訳ではありません。）、受給者証の特記事項欄に下記のように表示されます。

（記載例1）平成27年（2015年）5月1日生まれの場合
無償化対象児童（令和元年10月1日から令和4年3月31日まで）
（記載例2）平成28年（2016年）9月30日生まれの場合
無償化対象児童（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）。

4 請求事務について

請求事務においては、「障害児通所給付費・入所給付費等請求明細書（様式第二）」の「利用者負担上限月額①」の欄には、「0円」ではなく所得区分に応じた金額を記載するとともに、多子軽減（第3子以降）の請求と同様に、請求明細書の「利用者負担額②」の項目に「0円」を設定して請求してください。（別添1の自治体事務FAQ参照）。

5 利用者負担上限額管理対象者該当の有無について

利用者負担上限額管理が必要となる児童は、負担額が利用者負担上限月額を超える可能性があるものとして区・支所・保健センター（以下「区等」という）が認定した児童で、同一月において複数事業所を利用する方ですが、無償化対象児童はこの条件に合致しないことから、利用者負担上限額管理は不要となります。ただし、場合によっては上限額管理加算を算定ができる場合がありますので、下記の図を参考にさせていただくとともに、当加算を算定する場合は、管理結果番号と管理結果額の入力漏れがないようにご注意ください。

《ケース1》

☐ 兄 利用事業所A

☐ 弟 利用事業所B
（無償化対象児童）

無償化により上限額管理対象は
A事業所のみとなる。

兄・弟側とも
上限額管理加算→算定不可

《ケース2》

☐ 兄 利用事業所A、B

☐ 弟 利用事業所C、D
（無償化対象児童）

無償化によっても、兄側で複数
事業所を利用。弟側の事業所が
上限額を管理。

弟側で
上限額管理加算→算定可

※主に、児童発達支援センターが上限額管理
をしている場合。

《ケース 3》

兄 利用事業所 A

姉 利用事業所 A（無償化対象児童）

弟 利用事業所 B

無償化によっても、上限額管理対象は A と B 事業所（兄弟分）を管理する必要がある（複数児童）。

兄、姉、弟のいずれかで上限額管理加算→算定可

また、無償化対象期間終了後、引き続き複数事業所（放課後等デイサービス）を利用することなどにより、上限額管理が発生する場合も考えられることから、無償化対象児童の受給者証に上限額管理対象者の有無を「該当」と記載しても差し支えないとされていることから（別添1の自治体事務FAQ参照）、本市においては、これまでと同様の運用としています。

（例）

無償化対象児童で、負担上限月額4,600円及び支給決定日数20日の場合
「上限額管理対象者該当の有無」・・・「該当」

6 多子軽減の取り扱いについて

多子軽減及び無償化対象の双方の対象児童であった場合、文言の記載は両方記載されています。無償化対象児童を含む多子軽減の考え方については、国の負担額認定手引きから「障害児通所支援に係る多子軽減措置適用後の負担上限月額」を下記に掲載しておりますので、参照してください。

ウェルネットなごや

TOP > 事業者の方への新着記事

「就学前の障害児の発達支援の無償化に係る関係通知について」

http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2019090400018/

<別添資料>

- ・就学前の障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ…別添1